

能登半島地震等における災害復旧復興の加速化支援業務 業務仕様書

1 業務の概要

(1) 業務名

能登半島地震等における災害復旧復興の加速化支援業務

(2) 業務履行場所

石川県奥能登土木総合事務所等

(3) 業務対象エリア

石川県奥能登地域（石川県奥能登土木総合事務所管内）

(4) 履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(5) 対象事業

道路事業、河川事業、砂防事業、港湾事業

2 本業務の目的

本業務は、石川県が実施する能登半島地震等による災害復旧復興の加速化に向けた総合調整を技術的に支援する業務であり、石川県創造的復興プラン（令和6年6月策定）における、「公共交通施設等の令和10年度中の本復旧完了」（以下、令和10年度本復旧完了という。）に向け、全国の大規模な自然災害等の対応事例を参考にしながら、石川県及び輪島市、珠洲市、能登町、穴水町（以下、「市町等」という。）が発注する災害復旧業務・工事の円滑な執行を図ることを目的とする。

3 本業務の内容

3.1 計画準備

業務着手前には、本業務の目的、内容等を十分に理解した上で、過年度業務成果等も踏まえ、円滑かつ効率的な業務遂行にあたっての実施方針や技術の方策を記載した業務計画書を作成する。

3.2 災害復旧・復興工事等に係る発注計画の立案支援

令和10年度本復旧完了に向け、石川県が災害復旧業務・工事の円滑な発注を行うため、全国の大規模な自然災害等の対応事例をはじめとする各種情報を収集・集約し、過年度立案した発注計画の不断の見直しを図る。また、立案した計画が達成できるよう、受注者は奥能登土木総合事務所（輪島市）、奥能登土木総合事務所分室（穴水町）、珠洲土木事務所（以下、「各土木事務所」という。）の事業調整室と緊密に連携し、他発注機関や建設業協会、生コンクリート協同組合、資材メーカー等（以下、「各種団体」という。）との調整等必要な支援を行う。

3.3 石川県・市町等との調整支援

石川県・市町等の発注計画等を集約・整理することにより、調整事項を抽出するとともに、調整方針案を検討する。

また、工事施工段階においても円滑な工事進捗を図れるよう、工程調整等の支援を行うとともに、必要に応じて関係機関との協議資料作成等の支援を行う。協議資料作成等の支援対象は別途協議による。

3.4 各種会議体の運営支援

石川県または各土木事務所事業調整室が主体となって開催している各種会議体（発注者調整会議、工事情報連絡会議、各種工事連絡調整会議など）の運営にあたり、以下の事項について支援する。

- ・会議資料の作成、作成支援（発注者調整会議の資材使用量データベースなど）
- ・別途作成資料の整理、調整事項の抽出及び調整方針案の作成
- ・会議内容を踏まえた方針の修正
- ・会議記録作成

3.5 災害復旧に係る情報発信

災害復旧に係る取り組み状況の情報を発信するにあたり、以下の事項について支援する。

- ・石川県の災害復旧の取り組み状況に係る資料作成（国・市町等一部含む）
- ・SNS等の情報発信サイトの運営支援

3.6 打合せ協議

打合せ協議は、各土木事務所の事業調整室と進捗状況等を報告する協議であり、以下に示す回を予定している。なお、打合せには、原則として管理技術者が立ち会い、対面で行うものとするが、すべての土木事務所事業調整室と合同で実施してもよい。

- ① 業務着手時 1回（令和8年4月）
 - ② 中間時 3回（開催予定月：令和8年6月、9月、12月）
　　進捗状況報告、タスク確認、検討事項の報告等
 - ③ 成果品納入時 1回（令和9年3月）
- その他、

打合せ記録簿については、受発注者間で相互に確認するものとする。また、打合せ記録簿は、一覧表を作成し、要旨・指示協議等の内容がわかるようにする。

3.7 報告書作成

前項までの検討結果、協議内容を整理し、報告書を作成する。

4 成果品

検討内容及び成果についてとりまとめ、報告書を作成する。

- (1) 報告書電子データー式（P D F 及び編集可能なファイル）D V D等メディア2部

(2) 報告書概要版（A3サイズ）1部

なお、成果品の納品に際し、以下の事項を事前に確認すること。

(1) 電子納品チェックシステムを使用し、エラーがないことを確認する。

電子納品チェックシステムは、下記より入手し最新バージョンを使用する。

【土木：電子納品チェックシステム】

http://www.cals-ed.go.jp/edc_download/

(2) 最新のウイルス対策ソフトで、提出物にウイルスが混入していないことを確認する。

5 実施体制

(1) 本業務に当たっては、以下に示す技術者体制とする。

| 技術者区分 | 役割 | 人数 |
|-------|------------------------|----|
| 管理技術者 | 業務全体の統括管理、業務対応窓口 | 1人 |
| 主任技術者 | 会議支援担当、担当技術者への指示、成果確認等 | 1人 |
| 担当技術者 | 発注計画立案及び調整支援担当 | 3人 |

(2) 本業務の管理技術者は、主任技術者を兼務することができる。

(3) 担当技術者について、受注者は奥能登土木総合事務所（輪島市）、奥能登土木総合事務所分室（穴水町）、珠洲土木事務所（珠洲市）の担当者としてそれぞれ1人ずつ配置すること。

(4) 業務にあたっては、県内に事務所を設置し、担当技術者は週に3日程度の頻度で各土木事務所の事業調整室と対面にて情報共有を行う。

6 管理技術者及び主任技術者の資格要件

6.1 保有資格

- ① 技術士（総合技術管理部門（建設））
- ② 技術士（建設部門）
- ③ 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級）
- ④ RCCM
- ⑤ 一級土木施工管理技士

6.2 業務実績

平成27年4月1日以降に、国または地方公共団体等から受注した「事業促進PPP（※1）」、「PM（※2）」あるいは「CM（※3）」の業務を完了した実績を有するもの。

※1 国土交通省直轄の事業促進PPP等に関するガイドラインの1.6「用語の定義」に基づくものをいう

※2 「PM（プロジェクト・マネジメント）」とは、事業を効率的に進めるために、事業工程管理、懸案事項管理、事業費管理、用地取得管理などを行うマネジメント業務の総称

※3 「CM（コンストラクション・マネジメント）」とは、工事の円滑な履行のため、施工段階において、工程管理、施工管理、品質管理、コスト管理、工事間施行調整などを行うマネジメント業務の総称